

四半期報告書

(第1期第3四半期)

自 平成20年10月1日

至 平成20年12月31日

ITホールディングス株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

| | |
|---------------|---|
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 2 |
| 3 関係会社の状況 | 2 |
| 4 従業員の状況 | 2 |

第2 事業の状況

| | |
|-----------------|---|
| 1 生産、受注及び販売の状況 | 3 |
| 2 経営上の重要な契約等 | 4 |
| 3 財政状態及び経営成績の分析 | 4 |

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

| | |
|---------------------|----|
| (1) 株式の総数等 | 7 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 7 |
| (3) ライツプランの内容 | 14 |
| (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 14 |
| (5) 大株主の状況 | 14 |
| (6) 議決権の状況 | 15 |

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

| | |
|-----------------------|----|
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 17 |
| (2) 四半期連結損益計算書 | 19 |
| (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 | 21 |

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

巻末

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第1期第3四半期（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

【会社名】 ITホールディングス株式会社

【英訳名】 IT Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡本 晋

【本店の所在の場所】 富山県富山市牛島新町5番5号

【電話番号】 076-444-8011

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。
（上記は登記上の本店所在地であります、本店業務は下記で行っております。）

【最寄りの連絡場所】 （東京本社）東京都千代田区内幸町1丁目2番2号 日比谷ダイビル

【電話番号】 03-6738-8100

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 浦田 幸夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
ITホールディングス株式会社 東京本社
（東京都千代田区内幸町1丁目2番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第1期 第3四半期連結 累計期間 | 第1期 第3四半期連結 会計期間 |
|---------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間 | 自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日 | 自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日 |
| 売上高（百万円） | 232,985 | 69,559 |
| 経常利益（百万円） | 11,794 | 2,315 |
| 四半期純利益又は四半期純損失 （△）（百万円） | 4,353 | △138 |
| 純資産額（百万円） | — | 141,344 |
| 総資産額（百万円） | — | 274,240 |
| 1株当たり純資産額（円） | — | 1,485.52 |
| 1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失（△）（円） | 51.28 | △1.63 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額（円） | 51.27 | — |
| 自己資本比率（％） | — | 46.1 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー（百万円） | 21,429 | — |
| 投資活動による キャッシュ・フロー（百万円） | △17,545 | — |
| 財務活動による キャッシュ・フロー（百万円） | △5,531 | — |
| 現金及び現金同等物の四半期末残 高（百万円） | — | 26,340 |
| 従業員数（人） | — | 15,385 |

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第1期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

| | |
|---------|---------------|
| 従業員数（人） | 15,385（2,365） |
|---------|---------------|

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

| | |
|---------|----|
| 従業員数（人） | 53 |
|---------|----|

- (注) 従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績は、次のとおりであります。

| | 金額（百万円） |
|-----------------|---------|
| アウトソーシング・ネットワーク | 31,723 |
| ソフトウェア開発 | 29,648 |
| 合計 | 61,372 |

(注) 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況は、次のとおりであります。

| | 受注高 （百万円） | 受注残高 （百万円） |
|----------|--------------|---------------|
| ソフトウェア開発 | 42,601 | 77,025 |

(注) 1 アウトソーシング・ネットワークは継続業務でありますので、ソフトウェア開発についてのみ記載しております。

2 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

| | 金額（百万円） |
|-----------------|---------|
| アウトソーシング・ネットワーク | 31,549 |
| ソフトウェア開発 | 29,739 |
| ソリューション | 5,903 |
| その他 | 2,368 |
| 合計 | 69,559 |

(注) 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、サブプライム住宅ローン問題に端を発した米国発の金融危機の深刻化に伴う急激な世界経済の悪化や株式・為替市場の大幅な変動などの影響により、企業収益が大幅に減少するとともに雇用情勢が悪化するなど、景気後退局面を迎えました。

情報サービス産業では、日銀短観（平成20年12月調査）において、ソフトウェア投資額が前年度を下回る見通しに転じるなど、最近の景気動向や企業収益の減少傾向を受けて投資抑制の動きがよりいっそう顕著になってきており、当産業を取り巻く今後の経営環境は厳しい状況になると見込んでおります。

このような状況の中で、平成20年4月1日にT I S株式会社と株式会社インテックホールディングスとの経営統合による共同持株会社として設立した当社は、当連結会計年度をグループの基盤を整備する年度と位置付け、グループの中長期的な成長のための重点施策として①第1次中期経営計画の策定、②グループ事業シナジーの推進、③バックオフィス業務のシェアード化推進、④グループフォーメーションの整備、⑤情報システムの統合に鋭意取り組んでいます。また、グループ各社の間では情報連携も円滑に進んでおり、多くの商談が動き始めた成果は共同受注などで表れてきています。

（注）平成21年2月1日付で「SSC設立準備室」を設立し、平成21年4月のシェアードサービス会社の円滑な業務開始に向けた準備を進めております。

当社グループの当第3四半期連結会計期間の業績は、厳しい事業環境下で業績の伸び悩む子会社もありましたが、主要顧客のIT投資ニーズを的確に捉えた事業展開により好調に推移した子会社が牽引したことから、グループ全体としては順調に推移しました。T I S株式会社において過年度より継続中だった大型案件については開発段階が終了し、11月よりシステムが順調に稼働しております。

上記の結果、当社グループの当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高69,559百万円、営業利益2,212百万円、経常利益2,315百万円となりました。また、四半期純損失は投資有価証券評価損を1,211百万円計上した影響が大きく138百万円となりました。

分野別の業績は次のとおりであります。

①アウトソーシング・ネットワーク分野

当分野では、データセンタを活用して、受託運用サービスやシステムオペレーション、ネットワーク構築などのサービスを提供しています。当第3四半期連結会計期間の売上高は、主要顧客向けの売上が増加したこと及び平成20年7月に子会社化した株式会社ネクスウェイの業績が寄与したことなどから、31,549百万円となりました。

②ソフトウェア開発分野

当分野では、情報システムの企画から構築まで、総合的なシステムインテグレーションサービスを提供しています。当第3四半期連結会計期間の売上高は、新規案件の寄与などがあったことなどから、29,739百万円となりました。

③ソリューション分野

当分野では、ソフトウェア及び機器の販売を主業としています。当第3四半期連結会計期間の売上高は、大口顧客における更新需要の一服のほか、景気動向を受けたハードウェア需要の減退などから、5,903百万円となりました。

④その他の分野

当分野は、リースなど情報システムを提供するうえでの付随的なサービスで構成されます。当第3四半期連結会計期間の売上高は、2,368百万円となりました。

なお、当社は、当社グループにおけるグループ経営の一層の強化と効率化を図る観点からグループフォーメーションを整備するため、T I S株式会社の保有する株式会社ユーフィット、株式会社アグレックス、クオリカ株式会社、A J S株式会社、株式会社エス・イー・ラボ、T I Sトータルサービス株式会社、T I Sリース株式会社、B Mコンサルティング株式会社、およびT I Sソリューションビジネス株式会社の全株式について、当社を承継会社とする吸収分割を平成20年10月1日に行い、上記9社を当社の直接の子会社としました。

また、株式会社エス・イー・ラボについては、当社グループ全体の中長期的な戦略のもとスピーディな経営判断を行うため、完全子会社化した後、平成21年7月1日を目途にT I Sソリューションビジネス株式会社と合併させることが最善の方策と考え、平成21年2月2日開催の取締役会決議に基づき、現在、同社に対する公開買付けを実施しております。

(2) キャッシュフローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、当第2四半期連結会計期間末に比べて829百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末には26,340百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は7,833百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益995百万円に、資金の増加として、売上債権の減少額19,202百万円、減価償却費3,477百万円などがあった一方、資金の減少として、たな卸資産の増加額△9,937百万円、仕入債務の減少額△2,668百万円、賞与引当金の減少額△2,636百万円などがあったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は6,333百万円となりました。これは主に、資金の増加として、投資有価証券の償還による収入1,100百万円などがあった一方で、資金の減少として、有形固定資産の取得による支出△3,084百万円、無形固定資産の取得による支出△1,081百万円などがあったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は669百万円となりました。これは主に、資金の増加として、短期借入金の純増加額2,529百万円などがあった一方で、資金の減少として、長期借入金の返済による支出△3,108百万円などがあったことによるものです。

(3) 財政状態の状況

①資産の部

当第3四半期連結会計期間末における資産の部は、当第2四半期連結会計期間末の283,173百万円から△8,933百万円減少し、274,240百万円となりました。主な要因は、仕掛品の増加8,888百万円、現金及び預金の増加3,837百万円などがあった一方で、受取手形及び売掛金の減少△18,922百万円などがあったことによるものです。

②負債の部

当第3四半期連結会計期間末における負債の部は、当第2四半期連結会計期間末の140,620百万円から△7,724百万円減少し、132,895百万円となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金の減少△3,012百万円、賞与引当金の減少△2,676百万円、未払法人税等の減少△1,427百万円などがあったことによるものです。

③純資産の部

当第3四半期連結会計期間末における純資産の部は、当第2四半期連結会計期間末の142,553百万円から1,208百万円減少し、141,344百万円となりました。主な要因は、その他有価証券評価差額金の減少△841百万円、利益剰余金の減少△279百万円などがあったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、181百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 280,000,000 |
| 計 | 280,000,000 |

②【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------|
| 普通株式 | 86,372,339 | 86,372,339 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数100株 |
| 計 | 86,372,339 | 86,372,339 | — | — |

(注)「提出日現在発行数」には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき交付した新株予約権は、次のとおりであります。

会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わり交付した新株予約権は、次のとおりであります。

①ITホールディングス株式会社第1回新株予約権

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日) |
|--|-------------------------------|
| 新株予約権の数(個) (注)1 | 3,125 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数100株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)2 | 312,500 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株につき 2,750 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年4月1日～平成20年12月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,750 資本組入額 1,375 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要するものとします。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

上記は、平成20年4月1日の株式移転により当社の完全子会社となったTIS株式会社の会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成20年4月1日に交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成20年2月15日に開催された株式移転完全子会社(TIS株式会社および株式会社インテックホールディングス)の株主総会にて承認されました。

(注)1①新株予約権1個につき当社普通株式100株とします。

②「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却していない新株予約権の目的たる株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、当社が株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合には、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができます。この場合においては、上記ただし書きの規定を準用するものとします。

- 3 ①新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の一部または全部を行使することができるものとします。ただし、行使可能な株式数が1単元の株式数またはその整数倍に満たない場合、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍の株式数につき権利を行使することができるものとします。
- ②新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役もしくは使用人または当社子会社の取締役、執行役員もしくは使用人であることを要するものとします。ただし、新株予約権者が取締役、執行役員または使用人の地位を喪失した場合、以下の各号に定める事由に基づく場合には、権利行使期間内及び以下の各号の規定の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (i) 新株予約権者である取締役または執行役員が、辞任もしくは任期満了により取締役もしくは執行役員の地位を喪失した場合、または取締役の地位を喪失後に執行役員もしくは使用人の地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から2年以内に限り、前記①の定めにかかわらず、割り当てられた新株予約権の全部を行使することができるものとします。
 - (ii) 新株予約権者である使用人が、転籍出向を理由として退職した場合、退職の日から2年以内に限り、前記①の定めにかかわらず、割り当てられた新株予約権の全部を行使することができるものとします。
 - (iii) 新株予約権者である使用人が、定年退職によりその地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から1年以内に限り、退職時に行使できた株式数の範囲内で、割り当てられた新株予約権を行使することができるものとします。
- ③新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合には、以下の各号の規定に従うものとします。
- (i) 新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合、その期間中に限り、本新株予約権を行使できないものとします。
 - (ii) 新株予約権者である使用人が、新株予約権の発行の日から権利を行使する時までの間に、連続して12か月以上にわたり、欠勤または休職をしている場合（連続する欠勤と休職とを合計して連続12か月以上となる場合を含みます。）、前号の規定にかかわらず、本新株予約権を行使できないものとします。
- ④新株予約権者が死亡を理由として退職した場合、当該新株予約権者の相続人は、相続開始後1年以内に限り、当該新株予約権者が相続開始時に行使できた株式数の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑤当社が、本新株予約権の目的たる株式の数の調整または払込金額の調整を行う場合で、当社が必要と判断した場合には、当社は、合理的かつ必要な範囲内で、本新株予約権の行使を制限することができます。
- ⑥当社が他社と合併を行う場合、未行使の新株予約権はかかる合併にかかる契約の定めに従うものとします。
- ⑦本新株予約権の行使の方法その他の細目事項については、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。
- ⑧新株予約権の消却事由及び条件
- (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案および株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができるものとします。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できないものが生じた場合（前記①の場合を除きます。）、当社は当該新株予約権については無償で消却することができるものとします。

② I Tホールディングス株式会社第2回新株予約権

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日) |
|--|-------------------------------|
| 新株予約権の数(個) (注) 1 | 3,578 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数100株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 2 | 357,800 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株につき 4,750 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年4月1日～平成21年12月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 4,750 資本組入額 2,375 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要するものとします。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

上記は、平成20年4月1日の株式移転により当社の完全子会社となったT I S株式会社の会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成20年4月1日に交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成20年2月15日に開催された株式移転完全子会社(T I S株式会社および株式会社インテックホールディングス)の株主総会にて承認されました。

(注) 1 ①新株予約権1個につき当社普通株式100株とします。

②「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却していない新株予約権の目的たる株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、当社が株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合には、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができます。この場合においては、上記ただし書きの規定を準用するものとします。

3 ①新株予約権者は、以下の期間毎に、割り当てられた新株予約権の一部または全部を行使することができるものとします。ただし、行使可能な株式数が1単元の株式数またはその整数倍に満たない場合、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍の株式数につき権利を行使することができるものとします。

(i) 平成20年4月1日から平成20年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数の4分の3について権利を行使することができるものとします。

(ii) 平成21年1月1日から平成21年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数のすべてについて権利を行使することができるものとします。

②新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役もしくは使用人または当社子会社の取締役、執行役員もしくは使用人であることを要するものとします。ただし、新株予約権者が取締役、執行役員または使用人の地位を喪失した場合、以下の各号に定める事由に基づく場合には、権利行使期間内及び以下の各号の規定の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとします。

(i) 新株予約権者である取締役または執行役員が、辞任もしくは任期満了により取締役もしくは執行役員の地位を喪失した場合、または取締役の地位を喪失後に執行役員もしくは使用人の地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から2年以内に限り、前記①の定めにかかわらず、割り当てられた新株予約権の全部を行使することができるものとします。

- (ii) 新株予約権者である使用人が、転籍出向を理由として退職した場合、退職の日から2年以内に限り、前記①の定めにかかわらず、割り当てられた新株予約権の全部を行使することができるものとします。
 - (iii) 新株予約権者である使用人が、定年退職によりその地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から1年以内に限り、退職時に行使できた株式数の範囲内で、割り当てられた新株予約権を行使することができるものとします。
- ③新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合には、以下の各号の規定に従うものとします。
- (i) 新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合、その期間中に限り、本新株予約権を行使できないものとします。
 - (ii) 新株予約権者である使用人が、新株予約権の発行の日から権利を行使する時までの間に、連続して12か月以上にわたり、欠勤または休職をしている場合（連続する欠勤と休職とを合計して連続12か月以上となる場合を含みます。）、前号の規定にかかわらず、本新株予約権を行使できないものとします。
- ④新株予約権者が死亡を理由として退職した場合、当該新株予約権者の相続人は、相続開始後1年以内に限り、当該新株予約権者が相続開始時に行使できた株式数の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑤当社が、本新株予約権の目的たる株式の数の調整または払込金額の調整を行う場合で、当社が必要と判断した場合には、当社は、合理的かつ必要な範囲内で、本新株予約権の行使を制限することができます。
- ⑥当社が他社と合併を行う場合、未行使の新株予約権はかかる合併にかかる契約の定めに従うものとします。
- ⑦本新株予約権の行使の方法その他の細目事項については、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。
- ⑧新株予約権の消却事由及び条件
- (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案および株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができるものとします。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できないものが生じた場合（前記①の場合を除きます。）、当社は当該新株予約権については無償で消却することができるものとします。

③ I Tホールディングス株式会社第3回新株予約権

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日) |
|--|-------------------------------|
| 新株予約権の数(個) (注) 1 | 3,539 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数100株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 2 | 353,900 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株につき 4,014 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年4月1日～平成22年12月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 4,014 資本組入額 2,007 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要するものとします。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

上記は、平成20年4月1日の株式移転により当社の完全子会社となったT I S株式会社の会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成20年4月1日に交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成20年2月15日に開催された株式移転完全子会社(T I S株式会社および株式会社インテックホールディングス)の株主総会にて承認されました。

(注) 1 ①新株予約権1個につき当社普通株式100株とします。

②「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却していない新株予約権の目的たる株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、当社が株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合には、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができます。この場合においては、上記ただし書きの規定を準用するものとします。

3 ①新株予約権者は、以下の期間毎に、割り当てられた新株予約権の一部または全部を行使することができるものとします。ただし、行使可能な株式数が1単元の株式数またはその整数倍に満たない場合、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍の株式数につき権利を行使することができるものとします。

(i) 平成20年4月1日から平成20年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数の2分の1について権利を行使することができるものとします。

(ii) 平成21年1月1日から平成21年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数の4分の3について権利を行使することができるものとします。

(iii) 平成22年1月1日から平成22年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数のすべてについて権利を行使することができるものとします。

②新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役もしくは使用人または当社子会社の取締役、執行役員もしくは使用人であることを要するものとします。ただし、新株予約権者が取締役、執行役員または使用人の地位を喪失した場合、以下の各号に定める事由に基づく場合には、権利行使期間内及び以下の各号の規定の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとします。

- (i) 新株予約権者である取締役または執行役員が、辞任もしくは任期満了により取締役もしくは執行役員の地位を喪失した場合、または取締役の地位を喪失後に執行役員もしくは使用人の地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から2年以内に限り、前記④の定めにかかわらず、割り当てられた新株予約権の全部を行使することができるものとします。
 - (ii) 新株予約権者である使用人が、転籍出向を理由として退職した場合、退職の日から2年以内に限り、前記④の定めにかかわらず、割り当てられた新株予約権の全部を行使することができるものとします。
 - (iii) 新株予約権者である使用人が、定年退職によりその地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から1年以内に限り、退職時に行使できた株式数の範囲内で、割り当てられた新株予約権を行使することができるものとします。
- ③新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合には、以下の各号の規定に従うものとします。
- (i) 新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合、その期間中に限り、本新株予約権を行使できないものとします。
 - (ii) 新株予約権者である使用人が、新株予約権の発行の日から権利を行使する時までの間に、連続して12か月以上にわたり、欠勤または休職をしている場合（連続する欠勤と休職とを合計して連続12か月以上となる場合を含みます。）、前号の規定にかかわらず、本新株予約権を行使できないものとします。
- ④新株予約権者が死亡を理由として退職した場合、当該新株予約権者の相続人は、相続開始後1年以内に限り、当該新株予約権者が相続開始時に行使できた株式数の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑤当社が、本新株予約権の目的たる株式の数の調整または払込金額の調整を行う場合で、当社が必要と判断した場合には、当社は、合理的かつ必要な範囲内で、本新株予約権の行使を制限することができます。
- ⑥当社が他社と合併を行う場合、未行使の新株予約権はかかる合併にかかる契約の定めに従うものとします。
- ⑦本新株予約権の行使の方法その他の細目事項については、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。
- ⑧新株予約権の消却事由及び条件
- (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案および株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができるものとします。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できないものが生じた場合（前記④の場合を除きます。）、当社は当該新株予約権については無償で消却することができるものとします。

④ I Tホールディングス株式会社第4回新株予約権

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 192 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数100株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1 | 151,680 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2 | 1株につき 1,489 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年4月1日～平成23年3月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,489 資本組入額 745 |
| 新株予約権の行使の条件 | ①対象者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは使用人の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、当社関係会社等への移籍その他正当な理由がある退職の場合はこの限りではない。 ②新株予約権の相続は認めない。 ③新株予約権に関するその他の細目については、新株予約権割当契約によるものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

上記は、平成20年4月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社インテックホールディングスの会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成20年4月1日に交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成20年2月15日に開催された株式移転完全子会社（T I S株式会社および株式会社インテックホールディングス）の株主総会にて承認されました。

(注) 1. 当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合はつぎの算式により本新株予約権1個につき目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件または株式無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができるものとする。

ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

なお、退職による失効株式数を除外して記載しております。

2. 本新株予約権交付後、当社が普通株式について株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、つぎの算式により本新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の発行または自己株式の処分（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）を行う場合は、つぎの算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。つぎの算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数をいい、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数 (株) | 発行済株式総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金増減額 (百万円) | 資本準備金残高 (百万円) |
|----------------------------|-------------------|------------------|-----------------|----------------|-------------------|------------------|
| 平成20年10月1日～ 平成20年12月31日 | — | 86,372,339 | — | 10,000 | — | 2,500 |

(注) 1 平成21年1月1日から平成21年2月13日までの間に、新株予約権の行使はありません。

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、野村アセットマネジメント株式会社から平成21年1月8日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年12月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%) |
|------------------|-------------------|---------------|-------------------------|
| 野村アセットマネジメント株式会社 | 東京都中央区日本橋1丁目12番1号 | 4,157 | 4.8 |

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
|----------------|------------|----------|-----------|
| 無議決権株式 | — | — | |
| 議決権制限株式（自己株式等） | — | — | |
| 議決権制限株式（その他） | — | — | |
| 完全議決権株式（自己株式等） | 1,335,800 | — | 単元株式数100株 |
| 完全議決権株式（その他） | 84,556,100 | 845,561 | 同上 |
| 単元未満株式 | 480,439 | — | |
| 発行済株式総数 | 86,372,339 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 845,561 | — |

（注）「完全議決権株式（その他）」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株（議決権20個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数（株） | 他人名義所有株式数（株） | 所有株式数の合計（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%） |
|-------------------------------|------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| （自己保有株式） I Tホールディングス株式会社 | 富山市牛島新町5番5号 | 8,034 | — | 8,034 | 0.0 |
| （相互保有株式） T I S株式会社 | 大阪府吹田市江の木町11番30号 | 10,885 | — | 10,885 | 0.0 |
| （相互保有株式） 株式会社インテックホールディングス | 富山市牛島新町5番5号 | 1,316,941 | — | 1,316,941 | 1.5 |
| 計 | — | 1,335,860 | — | 1,335,860 | 1.5 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高（円） | 2,355 | 2,345 | 2,305 | 2,190 | 2,070 | 1,766 | 1,678 | 1,573 | 1,459 |
| 最低（円） | 1,790 | 1,999 | 1,977 | 1,854 | 1,648 | 1,445 | 900 | 1,060 | 1,052 |

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

平成20年4月1日の当社設立日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しています。

また、当社は設立初年度であるため、四半期連結財務諸表については前連結会計年度の記載はしていません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間末
 (平成20年12月31日)

| | |
|---------------|-----------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 29,175 |
| 受取手形及び売掛金 | 37,608 |
| 有価証券 | 1,700 |
| 商品及び製品 | 3,008 |
| 仕掛品 | 23,980 |
| 原材料及び貯蔵品 | 203 |
| 繰延税金資産 | 8,959 |
| その他 | 7,389 |
| 貸倒引当金 | △145 |
| 流動資産合計 | 111,879 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物及び構築物（純額） | 52,601 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 5,115 |
| 土地 | 22,364 |
| 貸与資産（純額） | 3,266 |
| その他（純額） | 6,521 |
| 有形固定資産合計 | ※1 89,869 |
| 無形固定資産 | |
| のれん | ※2 4,992 |
| その他 | 12,481 |
| 無形固定資産合計 | 17,473 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 28,050 |
| 繰延税金資産 | 9,557 |
| 前払年金費用 | 2,827 |
| 差入保証金 | 10,110 |
| その他 | 7,066 |
| 貸倒引当金 | △2,596 |
| 投資その他の資産合計 | 55,017 |
| 固定資産合計 | 162,360 |
| 資産合計 | 274,240 |

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間末
(平成20年12月31日)

| | |
|--------------|---------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 支払手形及び買掛金 | 14,367 |
| 短期借入金 | 25,920 |
| 1年内償還予定の社債 | 8,150 |
| 未払法人税等 | 1,199 |
| 賞与引当金 | 4,731 |
| その他の引当金 | 32 |
| その他 | 18,125 |
| 流動負債合計 | 72,527 |
| 固定負債 | |
| 社債 | 15,500 |
| 長期借入金 | 32,264 |
| 退職給付引当金 | 7,959 |
| 役員退職慰労引当金 | 238 |
| 繰延税金負債 | 665 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 1,064 |
| その他 | 2,675 |
| 固定負債合計 | 60,368 |
| 負債合計 | 132,895 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 10,000 |
| 資本剰余金 | 86,321 |
| 利益剰余金 | 36,072 |
| 自己株式 | △2,354 |
| 株主資本合計 | 130,039 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | △792 |
| 土地再評価差額金 | △2,922 |
| 為替換算調整勘定 | △2 |
| 評価・換算差額等合計 | △3,717 |
| 新株予約権 | 8 |
| 少数株主持分 | 15,014 |
| 純資産合計 | 141,344 |
| 負債純資産合計 | 274,240 |

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) |
|--------------|--|
| 売上高 | 232,985 |
| 売上原価 | 190,794 |
| 売上総利益 | 42,191 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 30,578 |
| 営業利益 | 11,613 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 51 |
| 受取配当金 | 473 |
| 負ののれん償却額 | 718 |
| その他 | 423 |
| 営業外収益合計 | 1,667 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 834 |
| 創立費 | 110 |
| その他 | 540 |
| 営業外費用合計 | 1,485 |
| 経常利益 | 11,794 |
| 特別利益 | |
| 投資有価証券売却益 | 8 |
| 子会社清算益 | 20 |
| 貸倒引当金戻入額 | 67 |
| その他 | 41 |
| 特別利益合計 | 137 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 196 |
| 投資有価証券評価損 | 1,519 |
| その他 | 463 |
| 特別損失合計 | 2,179 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 9,753 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,067 |
| 法人税等調整額 | 2,478 |
| 法人税等合計 | 4,546 |
| 少数株主利益 | 853 |
| 四半期純利益 | 4,353 |

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

| 当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) | |
|---|-----------|
| 売上高 | 69,559 |
| 売上原価 | 56,982 |
| 売上総利益 | 12,576 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 10,364 |
| 営業利益 | 2,212 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 14 |
| 受取配当金 | 87 |
| 負ののれん償却額 | 239 |
| その他 | 163 |
| 営業外収益合計 | 505 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 274 |
| その他 | 128 |
| 営業外費用合計 | 402 |
| 経常利益 | 2,315 |
| 特別利益 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 35 |
| その他 | 12 |
| 特別利益合計 | 47 |
| 特別損失 | |
| 投資有価証券評価損 | 1,211 |
| その他 | 155 |
| 特別損失合計 | 1,367 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 995 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △340 |
| 法人税等調整額 | 1,350 |
| 法人税等合計 | 1,010 |
| 少数株主利益 | 124 |
| 四半期純損失(△) | △138 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) | |
|--|-----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 9,753 |
| 減価償却費 | 9,837 |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | △2,456 |
| 受取利息及び受取配当金 | △525 |
| 支払利息 | 834 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | 27,721 |
| たな卸資産の増減額 (△は増加) | △12,109 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | △6,259 |
| その他 | 1,467 |
| 小計 | 28,262 |
| 利息及び配当金の受取額 | 532 |
| 利息の支払額 | △809 |
| 法人税等の支払額 | △6,555 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 21,429 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | △2,599 |
| 有価証券の償還による収入 | 2,600 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △7,940 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △2,930 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △1,089 |
| 投資有価証券の売却及び償還による収入 | 435 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 | △3,147 |
| その他 | △2,874 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △17,545 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入金の純増減額 (△は減少) | 1,050 |
| 長期借入れによる収入 | 7,019 |
| 長期借入金の返済による支出 | △12,806 |
| 自己株式の取得による支出 | △19 |
| 自己株式の処分による収入 | 482 |
| 配当金の支払額 | △1,220 |
| 少数株主への配当金の支払額 | △335 |
| その他 | 298 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △5,531 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △7 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | △1,654 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 27,994 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※1 26,340 |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | |
|--------------------|---|
| | <p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p> |
| 1. 連結の範囲に関する事項の変更 | <p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>株式会社ネクスウェイは、新規取得により、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>クロノバ株式会社の株式を追加取得したことによる議決権所有割合の増加により、クロノバ株式会社、アルメック株式会社、アプシェ株式会社及びメディカル統計株式会社は、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>株式会社システムサポートは、株式会社シーエスエイを平成20年7月1日に吸収合併しております。このため、第2四半期連結会計期間において株式会社シーエスエイは連結の範囲から除外しております。</p> <p>株式会社システムズ・トラスト及び株式会社北海道インテックは、清算が終了したため、第2四半期連結会計期間において連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 43社</p> |
| 2. 持分法の適用に関する事項の変更 | <p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>クロノバ株式会社の株式を追加取得したことによる議決権所有割合の増加により、クロノバ株式会社、アルメック株式会社、アプシェ株式会社及びメディカル統計株式会社は、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めたため、持分法適用関連会社ではなくなりました。</p> <p>DGTインフォメーションシステムズは、第2四半期連結会計期間において出資比率が低下したため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 6社</p> |
| 3. 会計処理基準に関する事項の変更 | <p>該当事項はありません。</p> |

【簡便な会計処理】

| | 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) |
|-------------------------------|--|
| 1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法 | 一部の連結子会社は、当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が当期首に算定したものと著しい変化がないと認められる場合、当期首の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定する方法を採用しております。 |
| 2. 棚卸資産の評価方法 | 一部の連結子会社は、棚卸資産の簿価切下げに関して、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。 |
| 3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 | 一部の連結子会社は、法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 一部の連結子会社は、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、当期首以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、当期首において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) | |
|--------------------------------|--|
| ※1 | 有形固定資産の減価償却累計額は76,484百万円であります。 |
| ※2 | のれんは、固定負債である負ののれんと相殺した差額を記載しております。相殺前の金額は次のとおりであります。 |
| | のれん 5,381百万円 |
| | 負ののれん 388百万円 |

(四半期連結損益計算書関係)

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) | |
|--|-----------------------------------|
| ※1 | 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。 |
| | 従業員給与 10,105百万円 |
| | 賞与引当金繰入額 792百万円 |
| | 退職給付費用 478百万円 |
| | 貸倒引当金繰入額 408百万円 |
| | 役員退職慰労引当金繰入額 61百万円 |

| 当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) | |
|---|-----------------------------------|
| ※1 | 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。 |
| | 従業員給与 3,841百万円 |
| | 賞与引当金繰入額 788百万円 |
| | 貸倒引当金繰入額 263百万円 |
| | 退職給付費用 154百万円 |
| | 役員退職慰労引当金繰入額 24百万円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) | |
|--|-----------|
| ※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日) | |
| 現金及び預金勘定 | 29,175百万円 |
| 有価証券勘定 | 1,700百万円 |
| 計 | 30,875百万円 |
| 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 | △2,936百万円 |
| 取得日から償還期までの期間が 3ヶ月を超える債券等 | △1,599百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 26,340百万円 |

(株主資本等関係)

第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 86,372千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,336千株

3. 新株予約権等に関する事項

| 区分 | 新株予約権の目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる 株式の数 | 当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円) |
|-------|----------------------|---------------------|------------------------------|
| 連結子会社 | — | — | 8 |

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

情報・通信事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

共通支配下の取引等

T I S株式会社との吸収分割について

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称

当社の連結子会社であるT I S株式会社

対象となった事業の内容

子会社管理事業

(2) 企業結合の法的形式

T I S株式会社を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割方式

(3) 取引の目的を含む取引の概要

I Tホールディングスグループにおけるグループ経営の一層の強化と効率化を図る観点から、グループフォーメーションを整備し、T I S株式会社の子会社である事業会社9社について、当社の直接の子会社とするために、吸収分割を行うこととしたものです。

当社は、本件吸収分割に際して当社とT I S株式会社との間で締結した吸収分割契約書に基づき、T I S株式会社が保有する子会社9社の全株式を当社に承継いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

| 当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) | |
|--------------------------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,485.52円 |

2. 1株当たり四半期純利益金額等

| 当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) | | 当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) | |
|--|--------|---|--------|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 51.28円 | 1株当たり四半期純損失金額 | △1.63円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 51.27円 | なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。 | |

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額、及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) |
|---|--|---|
| 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 | | |
| 四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円) | 4,353 | △138 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — | — |
| 普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円) | 4,353 | △138 |
| 期中平均株式数(千株) | 84,882 | 85,036 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | — | — |
| 普通株式増加数(千株) | 21 | — |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | — | — |

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間

(自 平成20年10月1日

至 平成20年12月31日)

(公開買付けによる株式取得)

平成21年2月2日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社エス・イー・ラボ（以下「対象者」といいます。）の株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、これに基づき、平成21年2月3日から本公開買付けを実施しております。その概要は次のとおりであります。

1. 本公開買付けの目的

当社と対象者は、グループ全体の企業価値の最大化と対象者の中長期的な成長及び企業価値の最大化を実現するため、ITホールディングスグループ全体の最適な組織体制の構築と対象者におけるグループブランドの活用について検討を進めてまいりました。

この結果、当社は対象者の発行済み株式の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とし、本公開買付けを実施しております。なお、本公開買付け終了後、対象者は平成21年7月1日を目処に当社の連結子会社であるT I Sソリューションビジネス株式会社と合併を行う方針です。

2. 本公開買付けの対象会社の名称、事業内容等

(1) 商号 株式会社エス・イー・ラボ

(2) 主な事業の内容

- ・コンピューターのソフトウェア開発・販売及び保守
- ・コンピューター及び周辺機器の販売
- ・労働者派遣業
- ・前各号に付帯する一切の業務

3. 買付予定の株式の数、取得価額並びに取得前及び取得後の持分比率

(1) 買付予定の株式の数：2,819,295株

(2) 取得価額：普通株式1株につき金298円

(3) 本買付け等に要する資金：840百万円

(注) 買付予定数(2,819,295株)に1株当たりの買付価格(298円)を乗じた金額を記載しております。

(4) 取得後の議決権比率：100%

4. 支払資金の調達方法及び支払方法

当社は、本公開買付け資金として、自己資金を充当する予定です。

5. 対象者との本公開買付けに関する合意

対象者は、平成21年2月2日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主各位が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

当第3四半期連結会計期間

(自 平成20年10月1日

至 平成20年12月31日)

(資金調達について)

連結子会社のT I S株式会社は、平成21年1月20日に資金調達を実施しました。

資金調達の概要は以下のとおりであります。

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 調達方法 | シンジケートローン |
| (2) 借入金額 | 100億円 |
| (3) 借入条件 | 6ヶ月TIBOR+0.55% |
| (4) 借入実施日 | 平成21年1月20日 |
| (5) 借入期間 | 5年 |
| (6) 資金使途 | 社債の償還及び設備投資資金 |
| (7) アレンジャー | (株)三菱東京UFJ銀行 |

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

I Tホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大山 修 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 義之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 直人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているI Tホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、I Tホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年2月2日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社エス・イー・ラボの株式に対する公開買付けの開始を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。